ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
和歌山労働局 Press Release

厚生労働省和歌山労働局
橋本労働基準監督署　発表
令和７年８月４日（月）

担当
厚生労働省和歌山労働局
橋本労働基準監督署
署　長　椿原　啓太
（電話）0736－32－1190

報道関係者　各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 労働者 23 名に対する賃金不払いの疑い ～

橋本労働基準監督署（署長　椿原（つばきはら）　啓太（けいた））は、本日、株式会社Ｒｉｌｙ（リリー）及び同社代表取締役を最低賃金法違反の疑いで和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者 23 名に対し、令和７年３月分の定期賃金（合計約 322 万円）の全額を所定支払日までに支払わなかった疑い。

１　被疑者

⑴　株式会社Ｒｉｌｙ

所 在 地 ：　和歌山県橋本市

事業内容 ：　障害者居住支援事業

⑵　代表取締役　Ａ

２　罪名・罰条（別添参照）

被疑者株式会社Ｒｉｌｙ、被疑者Ａともに、最低賃金法違反

同法第４条第１項　（最低賃金の効力）

同法第 40 条　（罰則）

同法第 42 条　（両罰規定）

３　被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Ａは被疑者株式会社Ｒｉｌｙの労働者 23 名に対する令和７年３月分（令和７年３月１日から同年３月 31 日まで）の定期賃金合計約 322 万円

を、所定支払日に、和歌山県最低賃金（時間額 980 円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

４　その他

本件は、最低賃金法第４条第１項違反と労働基準法第 24 条違反の両罪が成立しますが、罰則の重い最低賃金法第４条第１項違反により送検したものです。

別 添

○ 最低賃金法（抄）

（最低賃金の効力）

第四条　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第２項～第４項　略）

（罰則）

第四十条　第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第四十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○ 労働基準法（抄）

（賃金の支払）

第二十四条　賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

２　賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

（第２項～第５項　略）